

交番・駐在所等における手続きのご案内

交番・駐在所等（警備派出所を除く。）で申請手続きができる交通規制関係許可については次のとおりです。

- ①通行禁止道路通行許可
- ②制限外積載許可
- ③駐車許可（内子交番、野村交番、鬼北交番に限る。）

※注 ①～③の許可できる範囲には、警察署での手続きと比べ一定の制限があります。

ただし、通行等をしようとする日までに時間的余裕のある方については、警察署交通課（松山東警察署にあっては交通第一課）において、申請手続きをお願いします。



通行禁止道路通行許可

許可の対象

- ・ 身体障がいのある方を輸送すべき相当の事情のあるもの。
- ・ 貨物を集配するため使用される車両。
- ・ 祭礼を除く間婚葬祭等社会の慣習上やむを得ないもの。

許可の範囲

1 区間で、かつ、1 日限り又は 1 回限りのもの。(祭礼の場合を除く。)

申請に必要な書類

- ・ 通行禁止道路通行許可申請書 2 部
※申請書については、交番等に備え付けのものをご利用ください。
- ・ 申請区間及び目的地に印をつけた地図のコピー
- ・ その他必要と認める書面

制限外積載許可

許可の範囲

審査基準を超えない制限外積載であって、次のいずれにも該当しないもの

- 1 運転経路が愛媛県外に及ぶもの
- 2 運転の期間が 10 日を超えるもの
- 3 積載物を積載した状態の車両及び積載物全体の長さが 16 メートルを超えるもの
- 4 積載物が道路交通法施行例（昭和 35 年政令第 270 号）第 22 条第 3 号及び第 23 条第 3 号の幅の制限を超えるもの
- 5 積載物が危険物その他特異な物であるもの

申請に必要な書類

- ・ 制限外積載許可申請書 2 部
※申請書については、交番等に備え付けのものをご利用ください。
- ・ 運転経路表、運転経路図
- ・ 積載方法略図
- ・ その他必要と認める書面

駐車許可

官執勤務時間内（8:30～17:15）においては、大洲署内子交番、西予署野村交番及び宇和島署鬼北交番での取扱いができます。その他の交番・駐在所等では手続きができませんのでご注意ください。

許可の範囲

1箇所かつ1日限り又は1回限りの駐車許可（短時間のもの）に限ります。

申請に必要な書類

- ・ 駐車許可申請書 1部
- ・ 申請に係る車両の自動車検査証の写し
- ・ 申請に係る場所及びその周辺の見取り図（建物の名称、道路状況等が判別できるもので、申請に係る場所に印を付したものの。）
- ・ その他必要と認める書面